

ID: 132

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町国民健康保険診療所の使用料等徴収条例 第2条		
例規番号	昭和56年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用料等の額) 第二条 使用料等の額は、別表のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日